

大雪山国立公園管理運営計画書(案)に関する 提出意見に基づかない命令等の案の修正

番号	案における該当ページ	修正内容
1	P46 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針> 1)共通事項>4. 道路(1)車道	<p><審査基準>の「⑤法面の緑化」に関連して、資料8として「大雪山国立公園内の法面緑化方針」があるため、本項に「※資料編参照」と追記する修正を行います。</p> <p>「⑤法面の緑化 法面は早期に緑化することとし、原則として、周囲の森林の構成要素による森林化を図る(※資料編参照)。」</p>
2	P47 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針> 1)共通事項>4. 道路(1)車道	<p><指導方針・管理方針等>の「②特に風致景観の保護の必要性が高い地区」に関連して、「資料5のとおり」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「②特に風致景観の保護の必要性が高い地区 特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(資料5のとおり※資料編参照)、各集団施設地区内及び特別保護地区においては、」</p>
3	P49 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針> 1)共通事項>6. 附帯施設(建築物を除く。)	<p><審査基準>の「⑤電線」に関連して、「資料5のとおり」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「⑤電線 特に風致景観の保護の必要性が極めて高い4地区(資料5のとおり※資料編参照)及び各集団施設地区内の公園事業施設にあっては、地形地質上不可能な場合を除き地下埋設とする。」</p>
4	P61 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(1)公園事業取扱方針> 3)単独施設 糠平温泉スキー場	<p>「資料6「大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「資料6「大雪山国立公園糠平スキー場事業取扱要領」(※資料編参照)によるものとする。」</p>
5	P79 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針> 1)特別地域	<p>「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」については、資料7として資料編に掲載するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「大雪山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年8月15日付け環境庁告示第48号(糠平地区)及び平成14年6月13日付け環境省告示第41号(然別湖畔地区))(※資料編参照)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(令和4年4月1日付け環自国第22040116号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、」</p>
6	P79 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針> 1)特別地域	<p>特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区に関連して、「資料5のとおり」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「なお、特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(資料5のとおり※資料編参照)の行為については、本取扱方針の中で記述する方針に従うものとする。」</p>
7	P80 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針> 1)特別地域> 1. 工作物の新築等>(1)建築物	<p><配慮事項・指導方針等>の特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区に関連して、「資料5のとおり」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(資料5のとおり※資料編参照)については、建築物の新築を原則許可しない。」</p>
8	P80 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針> 1)特別地域> 1. 工作物の新築等>(2)車道	<p><審査基準>の「①法面等」に関連して、資料8として「大雪山国立公園内の法面緑化方針」があるため、以下のとおり修正します。</p> <p>「法面は早期に緑化することとし、周囲の森林の構成要素による森林化を図る(※資料編参照)。」</p>

9	<p>P81 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針>1)特別地域>1. 工作物の新築等>(2)車道</p>	<p><配慮事項・指導方針等>の特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区に関連して、「資料5のとおり」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(資料5のとおり※資料編参照)については、林道・作業道等及び工事用仮設道路以外の道路は原則として新設を許可しない。」</p>
10	<p>P82 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針>1)特別地域>1. 工作物の新築等>(3)治山及び砂防施設</p>	<p><配慮事項・指導方針等>の特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区に関連して、「資料5のとおり」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(資料5のとおり※資料編参照)については、周囲の景観に配慮した修景を極力実施し、かつ利用道路から望見されないように可能な限り修景植栽を実施する。」</p>
11	<p>P82 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針>1)特別地域>1. 工作物の新築等>(4)鉄塔・電柱</p>	<p><配慮事項・指導方針等>の特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区に関連して、「資料5のとおり」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(資料5のとおり※資料編参照)及び各集団施設地区内の電線及び電話線については、地形地質上技術的に不可能な場合を除き、地下埋設とする。」</p>
11	<p>P83 7. 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項>(2)許可、届出等取扱方針>2. 木竹の伐採</p>	<p><配慮事項・指導方針等>の特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区に関連して、「資料5のとおり」と記載しておりましたが、他の箇所の記載と統一するため、以下のとおり修正します。</p> <p>「特に風致景観の保護の必要が極めて高い4地区(資料5のとおり※資料編参照)及び各集団施設地区内においては、現状の風致景観の維持向上を図るため、伐採量を最小限に止めるとともに、伐採の方法について配慮するものとする。」</p>